

入居契約書

1. 施設の概要及び諸費用の明細

施設の概要	類型	サービス付き高齢者向け住宅 特定施設入居者生活介護	
	設置者	株式会社共立メンテナンス	
	名称	ドーマー亀有 Levi	
	所在地	東京都足立区東和1丁目17-26	
	建物の構造・規模	鉄骨コンクリート造・地上4階建	
	建物延床面積	2819.02㎡（占有面積2702.88㎡）	
	竣工日	2016年（平成28年）2月	
	居室数・定員	居室数67室、定員70名	
	入居者の居室	階層・部屋番号： 階 号室 居室の形態： 個室 居室面積： ㎡	
	居室内設置 家具・備品	エアコン、家具、緊急通報装置（寝室・トイレ） 介護用ベッド：要支援者・要介護者のみ（当社指定品）	
費用の明細	防災設備	スプリンクラー設備、補助散水栓、消火器、消防署への非常通報装置、熱感知器、煙感知器、非常用放送設備	
	共用施設	食堂兼機能訓練室、ラウンジ、多目的室、浴室、ランドリー、共用トイレ、理美容室、パントリー、脱衣所	
	月額合計	月額	円（税込）
	（内訳）居室等利用料	月額	円（非課税）
	管理費	月額	円（非課税）
	食費	月額	円 （税込、30日喫食した場合の概算） 喫食数により実費請求となります。 ・食費には、厨房維持管理費39,780円が含まれており、喫食数に限らず全額請求となります。
	介護料	介護保険を利用する場合は「特定施設入居者生活介護利用契約」を別途契約する。 ※契約締結者の基礎サービスは介護保険サービスとして提供します。	
	基礎サービス費	月額42,636円（税込）/名 ※介護保険が非該当者（自立）の方の場合に適用	
	選択サービス費	希望によりご利用いただく事が出来ます。 ※詳細は重要事項説明書のとおり	
	消費税	法律の定めにより支払う。	
	入居予定日	年 月 日	
	入居日（事後記載）	年 月 日	

2. 事業者及び請求・入金管理会社

事業者(乙)	住所：〒101-8621 東京都千代田区外神田2丁目18-8 会社名：株式会社共立メンテナンス 代表者名：代表取締役 中村 幸治
建物の所有者	住所：東京都足立区東和1丁目11番15号 会社名：有限会社北太興産 代表者名：代表取締役社長 玉本 努
請求・入金 管理会社	住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目17-3 アヤベビル2階 会社名：株式会社共立ファイナンシャルサービス 代表者名：代表取締役 伊藤 亮 管理内容 ◇請求・入金管理等

3. 管理費について

定義	事務管理部門の人件費・事務費、目的施設の維持管理費、共用部及び居室内の光熱費、上下水道料金を全住戸数で除したものです。 ※居室内の光熱費及び上下水道使用料は概算額とし、建物全体のメーターから維持管理費、事務所で使用する分量を控除した額とする。
----	---

入居者（以下「甲」という。）、事業者（以下「乙」という。）、身元引受人（以下「丙」という。）、連帯保証人（以下「丁」という。）、返還金受取人（以下「戊」という。）は、表題「1. 施設の概要及び諸費用の明細」（以下「表記」という。）に記載する施設（以下「目的施設」という。）について、次のとおり入居契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1章 総則

第1条 （目的）

1. 乙は、甲に対し、高齢者住まい法、老人福祉法その他関係法令、及び本契約を遵守し、本契約の定めに従い目的施設を利用させること、及び各種サービスを提供することを約した。
2. 甲は、本契約及び管理規程（以下「規程」という。）に定める事項を承認し、本契約及び規程に定める諸費用を乙に支払うことを約した。

第2条 （目的施設の表示）

甲の専用居室（以下「居室」という。）及び他の入居者と共用する施設（以下「共用施設」という。）は表記のとおりとする。

第3条 （目的施設の利用）

1. 甲は、第 31 条に基づき本契約が終了する場合を除き、本契約及び規程の定めに従い、居室及び共用施設を利用すること（以下「利用権」という。）ができるものとする。
2. 乙は、甲が希望される場合、看取り（近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援すること）を「看取り指針」に基づき実施する。但し、ターミナルケア（点滴や酸素吸入などの医療的ケアを中心とする終末期医療）は提供できない。

第4条 （各種サービス）

甲は、乙から第 2 章「各種サービス」及び第 3 章「費用の負担」の定めに従い、次のサービスを受けることができる。

- ① 基礎サービス・安否確認・緊急時対応・生活相談
- ② 食事
- ③ 健康管理
- ④ 日常生活サービス等
- ⑤ 介護
- ⑥ 各種余暇サービス
- ⑦ 諸代行サービス

第5条 （他人の同居）

1. 甲は、他の者を介添、介助、看護等のため甲の居室内に同居させることは出来ないものとする。但し、止むを得ない理由があり、且つ、乙が承諾した場合は、期間を限って宿泊させることができる。この場合、甲は、乙が定める所定の料金を支払うものとする。
2. 甲は、第 29 条に基づき本契約が終了した場合、前項に基づき宿泊する者を速やかに居室から退去させるものとする。
3. 甲は、宿泊する者に本契約その他入居者が遵守すべき事項を遵守させるものとする。

第6条 （管理規程）

1. 乙は、本契約内容を補完するために規程を作成し、甲及び乙はこれを契約内容とすることに合意するものとする。
2. 乙は、本契約及び規程に定めるサービスを低下させない範囲において、必要に応じて規程を改定することができる。
3. 乙が前項に基づき規程を改定する場合は、軽微な改定を除き、第8条に定める運営懇談会の意見を聞くものとする。

第7条 (目的施設の管理運営)

1. 乙は、入居者の日常生活に必要な諸業務を処理する為、また建物及び付帯施設の維持管理を行う為に、管理者その他職員を規程に従い配置する。
2. 乙は、甲に対し、毎会計年度終了後、前会計年度1年間の目的施設の運営に関する報告を行うものとする。

第8条 (運営懇談会)

1. 乙は、本契約の履行に伴って生ずる諸々の事項に関し、意見交換の場として、管理規程が定める運営懇談会を開催するものとする。
2. 乙は、前項の運営懇談会を原則として概ね年1回以上行なうものとし、開催日及び議題について開催日の1週間前までに目的施設内に掲示するものとする。

第2章 各種サービス

第9条 (基礎サービス)

1. 乙は、甲に対し以下の内容のサービスを提供する。
 - ① 朝/昼/夕の食事提供時間に住宅スタッフが食堂にて安否確認を行う。また不在時には居室訪問にて確認を行う。
 - ② スタッフによる各種相談受付を行う。
 - ③ 緊急時には、居室のベッドサイド、トイレに設置してある緊急コールを、事務室及び、スタッフが携帯するPHS等で受信し駆けつけ、必要な対応を行う。
 - ④ サークル活動の支援や、乙が主催するイベントを開催する。
 - ⑤ フロントスタッフにより食事サービス、その他選択サービスの手配、援助を行う。
2. 甲が介護保険の非該当者（自立）の場合は、表題「1. 施設の概要及び諸費用の明細」に定める基礎サービス費を支払うものとする

第10条 (食事)

1. 乙は、甲に対し、外注又は専属の職員を配置して、栄養士等が作成する献立表に基づき目的施設内食堂において毎日3食の食事を提供する。
2. 乙は、厨房施設又は食堂の改修・修理、電気・ガス・水道設備の故障、その他止むを得ない理由により前項の食事を提供できない場合、他の方法によりこれを補うものとする。
3. 食事を取り消す場合、甲は、乙に対し、前日までにそれを申し入れるものとする。
4. 乙は、甲が前項により食事取り消しの申し入れをし、欠食した場合は、別に定める厨房維持管理費のみ請求するものとする。

第11条 (健康管理)

1. 乙は、甲の健康状態に留意しつつ、看護師（准看護師を含む）による健康相談及び「介護サービスの一覧表」（重要事項説明書への添付書類）（以下「サービス一覧表」という。）

に定める健康診断の機会を提供し、甲の健康維持に助力するものとする。

2. 乙は、甲が罹病、負傷等により治療を必要とするに至った場合、乙の指定する医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ）、又は甲の選択による医療機関、若しくは乙の目的施設において、必要な治療が受けられるよう、医療機関との連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行うが、治療行為は行わない。医療機関の具体的協力内容は別途書面で定める。

第12条 （日常生活サービス等）

乙は、甲の希望により、入浴、居室の清掃、身の回り品の洗濯、ベッドメイク等日常生活サービスの他、居室内の保守・点検及び郵便物等の保管・受渡し、電話取次ぎ等の各種サービスを行う。

第13条 （介護）※対象 特定施設入居者生活介護利用契約締結者

1. 甲は、介護を必要とする場合には、甲の居室その他目的施設内の適切な場所において、介護を受けることができる。
2. 前項の介護は、甲及び甲の身元引受人（以下「丙」という）又は医師の意見を聴き、甲又は丙に介護内容を確認した後、行うものとする。介護内容は、特定施設入居者生活介護利用契約書及び、重要事項説明書で定める。
3. 甲は、甲が介護保険法による要支援・要介護の認定を受け、介護保険法によるサービスを利用する場合（介護保険法の給付外の介護サービスを含む）は、別に定める「特定施設入居者生活介護利用契約」を乙と締結する。

第14条 （各種余暇サービス）

乙は甲に対して娯楽等のレクリエーションの実施について、その便宜を提供するものとする。

第15条 （諸代行サービス）

乙は、甲の申し出により、甲の生活必需品の購入等の諸代行サービス、並びに、便宜を図るものとする。

第16条 （譲渡禁止）

甲は、第三者に対し、契約に定めるサービスを受ける権利の全部又は一部を譲渡することはできない。

第17条 （住み替えについて）

乙は、甲に対し、要介護度の変更その他の理由により、次の手続を書面で行って居室変更等の提案をすることができる。

- ① 乙指定の医師及び丙の意見を聴く。
- ② 甲の同意を得る。
- ③ やむをえない場合を除いて一定の観察期間を設ける。
- ④ 甲の権利又は居室等利用料相当額等に関し本契約に変更が生じる場合は、住み替え後の居室及び権利の変動、居室の専有面積の変更に伴う費用負担の増減、提供する介護等の変更内容等について甲、丙及び丁に説明する。

第3章 費用の負担

第18条 （居室等利用料等、その他費用の負担）

1. 甲は乙に対し、第7条に定める目的施設の管理運営及び第9条から第15条までに定める諸サービスの費用として、表記及びサービス一覧表に定める居室等利用料、管理費（以下「居室等利用料等」という）、食費、介護料及びその他の諸料金を支払うものとする。
2. 契約開始日の属する月又は契約終了日の属する月における、利用期間が1ヵ月に満たない場合の居室等利用料等は、1ヵ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
3. 甲は、居室で使用する公共料金、電話料、及び甲の希望により受けた個人的サービス等の料金を負担するものとする。
4. 請求方法及び支払い方法については、重要事項説明書に記載のとおりとする。

第19条 （費用・料金の改定及び介護料の見直し）

乙は、諸物価及び人件費の増大等を勘案し、前条の費用・料金の額を改定する必要性が生じたときは、運営懇談会の意見を聴いて、これを改定することができる。

第4章 使用上の注意

第20条 （使用上の注意）

1. 甲は、居室及び共用施設、備え付け什器備品、家具の使用方法等に関し、その本来の用途に従って善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
2. 甲は、目的施設及び乙が設置した什器備品、家具を汚損、破損、若しくは滅失した場合、又は他の入居者に損害を与えた場合は、その相手方に対し損害を賠償するものとする。

第21条 （居室への立ち入り）

乙は、目的施設の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められる場合は、甲の承諾を得て居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。

但し、緊急時等止むを得ない理由があるときは、乙は、甲の承諾を得ないで居室内に立ち入ることができるものとする。

第22条 （甲の長期不在）

甲は乙に対し、甲の都合により1ヵ月以上居室を不在にする場合は、予めその旨を書面により届け出るものとする。

第23条 （居室内の造作・模様替え）

1. 甲は、居室内で次の各号に該当する行為を行う場合は、予め乙に対しその内容を届け出て、書面による乙の承諾を得るものとする。
 - ① 歩行用手摺の取付け等の造作
 - ② 居室内の造作変更、模様替え
2. 前項に要する費用は甲の負担とする。

第24条 （原状回復義務）

甲は、前条により原状を変更したときは、第32条の明渡し日までに、通常の使用によって生じた居室の損耗、並びに居室・設備の経年変化による損耗を除き、甲の費用負担により、これを原状回復するものとする。

- ① 甲、丙及び丁は、乙の承諾した造作についても造作買取請求をすることはできない。
- ② 甲、丙及び丁は、甲の所有又は保管する動産を本物件から搬出しなければならない。

但し、甲、丙及び丁がこれを行わない場合は、甲、丙及び丁はその所有権又は管理権限を放棄したものとみなし、乙は甲、丙及び丁の費用をもって、乙が任意に処分することができる。

- ③ 甲、丙及び丁は乙に対し、移転料その他いかなる名目をもって金銭的請求をすることができない。

第25条 (保険加入)

甲は、第20条の賠償資力を確保する為、損害保険に加入するものとする。

第26条 (転貸、利用権譲渡等の禁止)

甲は、利用権の譲渡、他の居室との交換をしてはならない。

第27条 (禁止行為)

1. 甲は理由の如何にかかわらず、次の各号の行為をしてはならない。
 - ① 本物件の全部若しくは一部を第三者に対して転貸すること。
 - ② 本物件に第三者を同居させる、または共同利用させること。
 - ③ 電気・ガス・給排水等の新設・付加・除去、又は変更をすること。
 - ④ 危険・不潔・喧噪その他、他の居住者に迷惑を及ぼすこと。
 - ⑤ 刀剣又は爆発物等の危険物の持ち込み。
 - ⑥ 動物の飼育。
 - ⑦ 共有部分を占拠するなど不当に使用すること。
 - ⑧ 石油ストーブの使用。
2. 甲は予め乙の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為をしてはならない。
 - ① 本物件を継続して1ヵ月以上空室にすること。
 - ② 本物件に関する修理や模様替え、その他造作の付加新設、又は変更除去をすること。
 - ③ ピアノ、金庫等の重量の大なる物品の搬入をすること。
 - ④ 本契約に定められた使用方法に関する乙の注意に違反する行為。

第28条 (損害賠償)

乙は、本契約に基づくサービスの提供にあたり、万が一事故が発生し甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償する。但し、甲に過失がある場合は、その過失割合に応じて賠償額を減ずることができる。

第5章 契約の解除

第29条 (乙からの契約解除)

1. 乙は、甲が次の各号に該当し、且つそのことが本契約における甲・乙間の信頼関係を損なうものである場合は、3ヵ月の予告期間を置いて、本契約を解除することができる。
 - ① 甲が乙に本契約締結時に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は真実と異なる書類を提出する等により、不正に入居したとき。
 - ② 居室等利用料等、食費、介護料、その他諸費用の支払いを3ヵ月以上滞納したとき、及び居室等利用料等、食費、介護料、その他諸費用の支払いを度々遅延することにより、その支払い能力が無いものと認めたとき。
 - ③ 目的施設、付帯施設若しくは、これらに付随する什器備品を、故意、重大な過失により、汚損または滅失したとき。

- ④ 本契約又は管理規定に度々違反し、改善の見込みが認められないとき。
 - ⑤ 甲の健康状態、日常行動又は言動が、甲若しくは他の入居者の健康状態、生活に重大な影響を及ぼしたとき、又は及ぼす恐れがあるとき。但し、それが特定の病因によるものであると、乙の指定する意思により診断され、甲が医療機関において通院、入院により治療を受けている場合はこの限りではない。
 - ⑥ 甲、丙及び丁またはその家族等が、乙やサービス従事者或いは他の入居者、その他関係者に対して、故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき。
 - ⑦ 丙、丁またはその家族が、甲の施設利用に関する乙の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、乙の施設運営を著しく阻害する行為が認められるとき。
- 2. 乙は、甲に対し、前項による本契約の解除通告を書面にて行なうに先だち、甲、丙又は丁に対し弁明の機会を設けるものとする。
 - 3. 乙は、甲に対し、本条第1項の予告期間中に甲の移転先の有無を確認し、移転先未定の場合は甲、丙、丁、甲の関係者又は関係機関と協議し、甲の移転先確保について協力するものとする。
 - 4. 乙は、甲が第38条に定める事項に該当する場合、または本条1項1号から7号に該当しやむを得ない事由が認められる場合、乙は直ちに催告なしに本契約を解除することができる。また、乙は、甲に損害が生じても賠償しない。

第30条 (甲からの解約)

- 1. 甲は、乙に対し、入居後に本契約を解約する場合は、1ヵ月以上の予告期間をもって、乙所定の契約解約届により通知し、その予告期間満了日（以下「契約解約日」という。）をもって、本契約は解約となる。この場合、甲は居室等利用料及び管理費、厨房維持管理費、基礎サービス費の1ヵ月分相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約することができる。但し、医師の診断等により甲の入居継続が困難であると判断された場合は、書面により通知された日を以って本契約は解約とする。
- 2. 甲が前項に定める契約解約届による通知を怠り、居室を退去したときは、乙が甲の退去の事実を知った日の翌日から起算して1ヵ月後をもって、本契約は解約されるものとし、居室等利用料等及び厨房維持管理費の1ヵ月分相当額を、甲は乙に支払うものとする。
- 3. 甲の契約解約届提出後は、乙の書面による承諾なくしてはこれを撤回、若しくは取り消すことができない。
- 4. 甲、丙又は丁は、乙に対し、表記に記載する入居日以前に本契約を解約する場合、書面によりそれを通知するものとする。

第31条 (本契約の終了)

次の各号の一に該当する場合、各号に定める各々の時期に本契約は終了するものとする。

- ① 甲が死亡したときはその日（入居者が一室2人の場合は2人とも死亡したとき）。
- ② 本契約が第29条による解除、又は第30条による解約となったときはその日。

第32条 (居室の明渡し)

- 1. 甲は、乙に対し、前条に定める本契約の終了日まで、居室を明け渡すものとする。
- 2. 甲が居室を明け渡した後に、居室又は目的施設内に残置物があるときは、乙は任意にこれを処分することができるものとし、甲は、これに対し乙に補償等何等の請求もすることはできない。

3. 甲が本契約終了と同時に居室を明け渡さない場合、甲は、乙に対し、契約終了日の翌日から明け渡し日までの第18条2項に定める居室等利用料及び管理費相当額を支払うものとする。

第33条 (返還金受取人)

1. 甲は、本契約の解除により乙より甲へ返還することとなる前払金及び居室等利用料等の返還金受取人として、戊を定めるものとする。
2. 甲は、戊が死亡又は受取人として支障が生じた場合、乙が承諾する別の返還金受取人を定め、書面により速やかに乙へ届け出るものとする。

第6章 身元引受人・連帯保証人

第34条 (身元引受人・連帯保証人)

1. 甲は、1名以上の乙が必要とする数の身元引受人である丙、及び連帯保証人である丁を定めるものとする。
2. 丁は、本契約に基づく甲の乙に対する債務につき、本契約書の記名押印欄に記載する極度額(本入居契約時の居室等利用料、管理費、厨房維持管理費12か月分)を限度として、甲と連帯して履行の責任を負う(連帯保証)ものとする。
3. 丙は、甲の病気・死亡等の場合に、乙からの連絡、相談等に応じるものとする。
4. 本契約の全条文において、甲が死亡の場合は甲を丙又は丁に読み替えるものとする。
5. 丙は、乙が第29条1項5号により本契約の継続が困難と判断した場合、速やかに甲を引き取るものとする。
6. 甲は、乙が丙の身元引受人としての条件が欠落していると判断した場合、新たに別の身元引受人を定めるものとする。
7. 甲は、乙が丁の連帯保証人としての条件が欠落していると判断した場合、新たに別の連帯保証人を定めるものとする。
8. 丙は、甲が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き取りを行う。
9. 丙は、甲の終末期に関する治療方針等について、入居者家族の代表者として意見を取りまとめ乙と適宜連携するものとする。

第35条 (乙に通知を要する事項)

甲、丙又は丁は、乙に対し、甲、丙、丁又は戊が次の各号の一に該当する場合、直ちに書面によりその旨を通知するものとする。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 丙、丁又は戊が死亡したとき
- ③ 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がなされたとき
- ④ 任意後見契約に基づき、本人、家族又は任意後見受任者が任意後見監督人の選任を申請したとき
- ⑤ 強制執行、破産開始決定(自己破産を含む)、仮差押え、仮処分、競売若しくは民事再生の申立てを受けたとき。

第36条 (身元引受人・連帯保証人の変更)

甲は、乙に対し、丙又は丁が前条2号から5号の一に該当した場合は、乙が承諾する別の身元引受人、連帯保証人を速やかに定めるものとする。

第7章 その他

第37条 (入居日の変更)

1. 甲は、乙に対し、止むを得ない事情により、表記の入居予定日を変更する場合、その旨を直ちに届け出るものとし、変更後の入居開始可能日について甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。
2. 前項の協議が整わない場合、本契約は解除となる。

第38条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第39条 (事業者の守秘義務)

乙は、本契約に基づくサービスを提供するうえで知りえた甲又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

第40条 (苦情処理)

1. 乙は、本契約に基づくサービスに関する入居者からの苦情を受け付ける窓口を設置する。
2. 甲は、乙が本契約に基づき提供したサービスについて、行政機関、国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができる。
3. 乙は、前2項による苦情申立てがなされた場合、適切に対応するものとし、甲に対して、苦情申立てを理由とした差別的な待遇を行わない。

第41条 (誠意処理)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙間で協議し、誠意をもって処理するものとする。

第42条 (合意管轄)

甲乙は本契約の履行に関して、甲乙間に紛争が生じたときは、乙の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第43条 (特約条項)

第42条までの規定以外に、本契約の特約については後記の通りとする。

1. 本物件の賃貸借に伴い、甲は乙に対し次の動産を無料貸与する。

エアコン・照明器具

ただし、本動産は契約期間終了による本物件明渡し時に、甲より乙に返還するものとするが、万一本動産を甲の責により破損せしめたる場合は、甲の費用負担により修理・交換するものとする。

2. 夫婦、兄弟、姉妹等の四親等間で、Aタイプ居室を二部屋契約する場合については、一部屋あたりBタイプ家賃の半額とする。

但し、一方が解約となった場合は、解約日の翌日からAタイプ通常料金とする。

甲：(住 所)

(氏 名)

印

乙：(住 所)
(事業者名)

東京都千代田区外神田 2-18-8
株式会社共立メンテナンス
代表取締役 中村 幸治 印

以上

以上、本契約締結の証として本書 通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊各々署（記）名押印のうえ、各々1通を保有する。

契約締結日： 年 月 日

入居者（甲）

住所： _____

氏名： _____ 印

（同居人）住所： _____

氏名： _____ 印

※代筆の場合 住所： _____
（代筆者）

氏名： _____ 印

甲との関係： _____

代筆理由： _____

事業者（乙） 東京都千代田区外神田二丁目18番8号
株式会社共立メンテナンス
代表取締役 中村 幸治

印

身元引受人（丙）住所： _____

（兼）

連帯保証人（丁）氏名： _____ 印

（兼）

返還金受取人（戊）甲との関係： _____

連帯保証の極度額： _____ 円

極度額の算定根拠：

居契約時の居室等利用料、管理費、厨房維持管理費12か月分